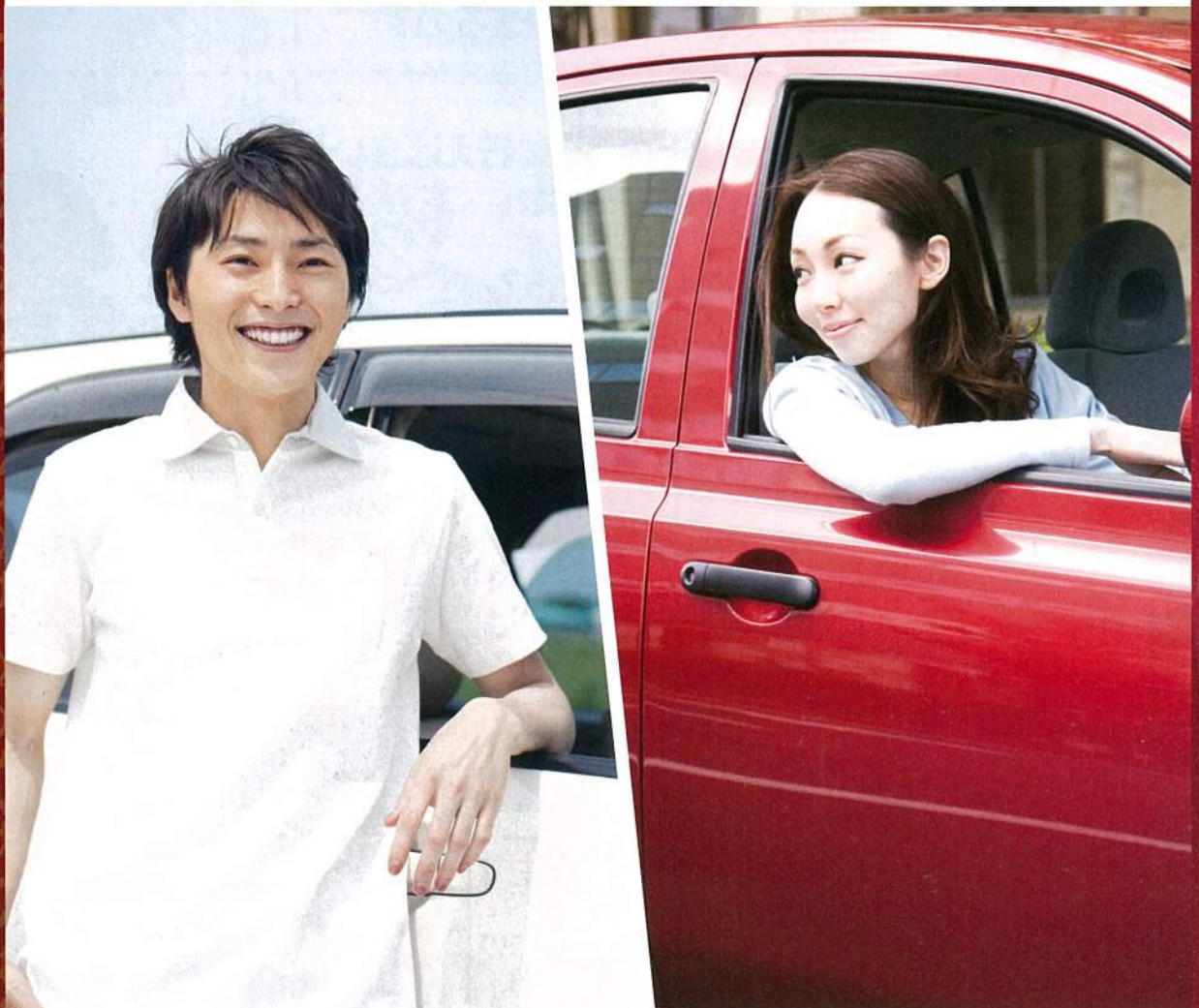




AIUの自動車保険

type  (個人用)

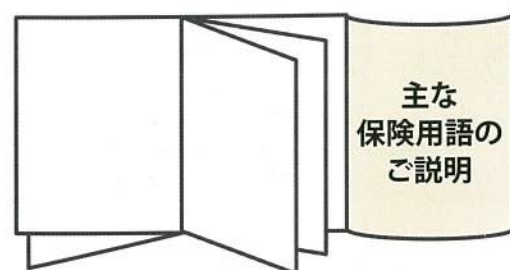
総合自動車保険



AIU INSURANCE COMPANY

Contents

1	おすすめのポイント (AIUならではのサービス)	
	PROHELP	3
	AIUドライブインサービス	4
	AIUロードサービス	5
2	どんな補償があるの?	
	自動車のリスクと補償項目一覧	7
	AIUおすすめのご契約プラン	8
	対人賠償保険	9
	対物賠償保険	11
	人身傷害保険	13
	車両保険	16
	オプション(特約)	19
3	保険料ってどのように決まるの?	
	保険料決定の仕組み	35
4	契約手続きはどのように行えば良いの?	
	ご契約手続きの流れ	38
5	事故が起きてしまったら?	
	事故が起きた場合の対応方法および留意点	41
6	主な保険用語のご説明	43
7	契約後に注意しなければならないことは?	
	ご契約後のご注意	44



主な保険用語の
ご説明は
常にかいて
ご覧いただけます。



ようこそ「AIUの自動車保険」へ

自動車のリスクは非常に幅広く影響を及ぼします。

AIUでは品質の高い損害サービスによる歴史ある示談交渉サービスやプロフェッショナル代理店による補償内容のコンサルティングなど、いざというときでも、AIUのプロフェッショナルさを、実感いただけます。

「AIUの自動車保険」のサービス、補償内容をボブさんファミリーのカーライフからのぞいてみましょう!



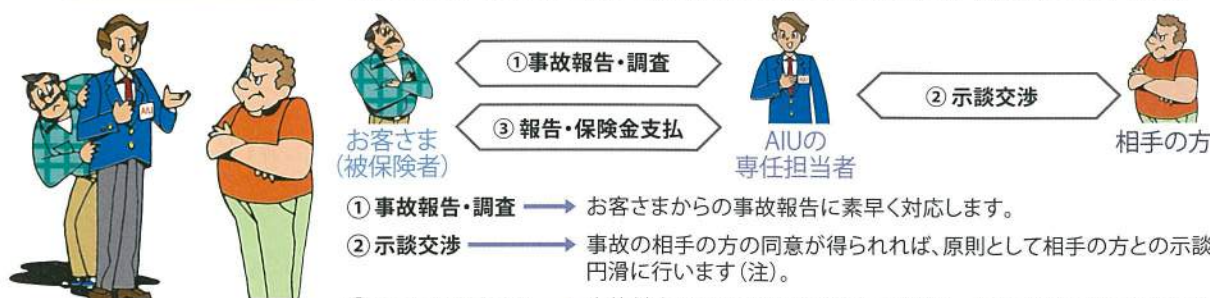
1 おすすめのポイント(AIUならではのサービス)

PROHELP

高い満足度をお約束する専任担当者による事故対応!

1事故1担当者制

専任の担当者が事故の解決から保険金のお支払いまでを一貫して対応します。緊急の度合いや重要度に応じて優先順位をつけ交渉を行うので早期解決につながります。



- ① 事故報告・調査 → お客さまからの事故報告に素早く対応します。
- ② 示談交渉 → 事故の相手の方の同意が得られれば、原則として相手の方との示談交渉は専任の担当者が円滑に行います(注)。
- ③ 報告・保険金支払 → 事故対応の経過・結果を適切にご報告し、お客さまにご安心いただいています。

(注) お客さまに法律上の損害賠償責任のない事故(一方的な被害事故など)の場合やお客さまがご負担される法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合などは示談交渉のお引受けはできません。被害事故の場合に備え、弁護士費用等補償特約(P.21)のセットをおすすめします。

充実した事故受付

1 24時間365日の事故受付と初期対応!

年中無休で事故のご連絡をお受けし、お客さまからのご要望に応じて「事故の相手方との直接対応」「病院などへの連絡」「修理工場への連絡」「代車の手配」などの初期対応サービスを迅速にご提供することにより、夜間・休日の事故に遭遇された場合でもご安心いただけます。



2 平日9:00~17:00は1事故1担当者制で専任担当者がお客さまをサポートします! 専任担当者は事故受付後、スピーディーにご連絡させていただくよう努めています!



継続的な自社調査を通じたお客さま満足度の向上!

弊社では、損害サービスに対するお客さま満足度の自社調査(注)を実施しています。その結果、多くのお客さまから「満足・やや満足」との高い評価をいただいています。

(注) 保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して、弊社が実施している損害サービスに関するアンケート(「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階評価)において、「満足」「やや満足」とのご回答をいただいたお客さまの割合です。

出状数:196,942件 回答数:31,919件 回答率:16.2% 集計期間:2013年12月1日~2014年11月30日

<全体的な満足度> 満足・やや満足 93.8% <事故受付時の対応> 満足・やや満足 91.1% <担当者の話し方・態度> 満足・やや満足 93.6% <保険金支払の迅速さ> 満足・やや満足 94.1%



「やや不満」「不満」とのご回答をいただいたお客さまには、弊社の損害サービス責任者がその内容を直接お伺いし、サービスの改善に役立てています。

AIUドライブインサービス



自動車事故などでご契約のお車が損害を受けた場合に、専門技術と充実した設備を有する弊社の提携修理工場で提供する対応・サービス(注)です。

(注) 車種・修理の内容によっては、一部対応・サービスの提供ができない場合があります。

サービス内容

代車無料サービスの提供



修理期間中は、無料で代車をご利用できます(代車ご利用中のガソリン代などは、お客さまのご負担となります)。

修理内容に永久保証書の発行



AIUドライブインサービスセンターでは、お客さまに満足いただけるよう万全を期して修理をしています。万一修理箇所の不具合が生じた場合は、永久保証書の条件にしたがい、無料で修理をします(注)。

(注) 永久保証書に記載された所有者に対してのみ有効です。

ご契約のお車の引取り・納車無料サービスの提供



修理完了後、AIUドライブインサービスセンターの担当者がご指定の場所へ愛車をお届けしますので、お客さまが修理工場まで引取りに行く時間と手間がかりません。

(注) 納車先が遠隔地である場合など、ご利用いただけない場合があります。

分損時臨時費用保険金



特定修理工場入庫特約(P.27)により、分損時臨時費用保険金として、車両保険でお支払いする車両保険金の5%を5万円を限度にお支払いします(注)。

割安な修理費用の提示



工賃10%、部品代1%割引(注)によりお客さまの自費修理費用のご負担を軽減します。

(注) 一部の特定修理工場では工賃10%割引のみとなる場合があります。

(注) 下記に定める条件をすべて満たす場合に限りです。
i. ご契約のお車の用途車種が自家用5車種であること。ただし、特種用途、レンタカーである場合を除きます。
ii. ご契約のお車の車両事故による損害を弊社が定める基準およびAIUドライブインサービスセンター・協力工場に修理いただくこと。
iii. 車両保険をご契約の場合で、衝突や接触などの偶然な事故によるご契約のお車の損害に対して、車両保険金をお支払いすること。ただし、ご契約のお車が全損となる場合を除きます。

全国のAIUドライブインサービス拠点は弊社ホームページに掲載しています。 <http://www.aiu.co.jp>

損害サービス
PROHELP

・主なサービスのご案内
・ドライブインサービス

全国のAIUドライブインサービス拠点

これらのサービスは2015年7月1日時点のもので、今後予告なく変更または中止となる場合があります。

おすすめポイント
AIUならではのサービス

どんな補償があるの?

保険料って?

契約手続きは?

事故が起きたらどうしたらいいの?

契約後に注意!

主な保険用語の説明

AIUロードサービス

故障・事故時のレッカーサービス



24時間365日、故障・事故でご契約のお車が自力走行不能となった場合、レッカーなどによる運搬手配を行います（事故・故障の現場から最寄りの修理工場まで運搬距離を問わず無料）。ただし、お客さまが指定される入庫先への運搬の場合は、無料運搬距離は故障・事故の現場より50km（実走距離）となります。なお、運搬に際し時間帯により即時入庫できないときは、一時的（1日間限度）にご契約のお車を無料で預かりします。

JAF会員のお客さまの場合、AIUロードサービスセンター経由でJAFをご利用いただければ、JAFのレッカー運搬に関する規定を拡大し、AIUロードサービスセンター（またはJAF）が指定する入庫先まで運搬距離を問わず無料へと拡大します（お客さま指定の入庫先の場合は故障・事故の現場より65km（実走距離）までとなります。）。

※必ず事前にAIUロードサービスセンターへご連絡ください。事前連絡がない場合は対象外となります。

※サービスご利用の前にJAFの会員確認をさせていただきます。会員ではない方がJAFのサービスをご利用の場合は、JAFから直接費用の請求を受けることがありますのでご注意ください。

故障時の主なトラブル対応サービス



キー閉じ込み時の開錠
（トランク以外でピッキングやヘルパーで開錠可能な車両は無料）
※トランクの開錠や鍵の作成は有料となります。



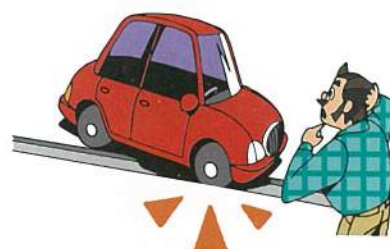
バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせる作業



ガス欠による給油
（10リットル程度無料。ただし、保険期間中1回のご利用となります。2回目以降のご要請は業者出動料から有料となります。）



タイヤパンク時のスペアタイヤ交換作業



落輪時の引き上げ作業
（タイヤ1本の落輪のみ無料。ただし、30分を超えるような特殊作業、クレーンなどによる作業を伴う場合は、タイヤ1本の落輪であっても有料となります。）



その他プラグ交換などの軽作業
（作業時間30分程度の作業）

携帯電話からもかけられます。24時間365日受付・対応
**ロードサービス・事故報告
共通ダイヤル**

0120-30-9016（通話料無料）

接続後、音声ガイダンスに従ってお問合せサービスの番号をご入力ください。
・レッカーサービスのご依頼、故障によるトラブルサービスのご依頼は「1」
・事故のご報告は「2」

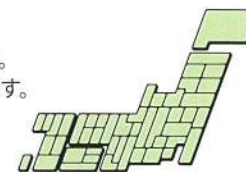
年中無休

GPS位置特定サービスもご利用できます。

不慣れな出先でのトラブルでも、携帯電話のGPS機能を利用して、弊社がお客さまの位置を確認します。
（注）携帯電話のキャリア・機種などによってサービスのご提供ができない場合があります。

対象地域

日本国内全域。ご自宅でのトラブルにも対応します。
ただし、一部離島（五島列島、種子島など）は除きます。



対象の自動車

ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合に、保険証券記載のご契約のお車がサービスの対象となります。



サービスをご提供できない主な故障・事故

次のいずれかによって生じた故障・事故などの場合は、ロードサービスのご提供はできません。



地震・噴火やこれらによる津波



戦争・革命・内乱などの事変や暴動



無免許運転・飲酒運転・薬物使用



違法な改造



道路以外（砂浜など）の走行不適な場所



保険期間外



鍵の紛失および盗難



冬装備がないことによる走行不能



車検の有効期間外または自賠責保険などの保険期間外



疾病、メガネ・コンタクトの破損・紛失などにより自動車の運転に支障がでた場合



パワーウィンドウ、エアコンなどの故障

●その他自走可能な故障・事故によるレッカー手配 … など

費用負担

- 故障・事故により発生するロードサービスの費用は、規定の範囲内で弊社の負担を前提としますが、場合によりお客さまにご負担いただくことがあります。
- 交換部品代などの費用は、お客さまのご負担となります。
- お客さまが費用をご負担される場合は、現地にて現金によりご精算いただきます。クレジットカードによるご精算をご希望の場合は、ロードサービス・事故報告共通ダイヤルへサービスのご依頼をいただく際にご相談ください。

その他

- サービスのご利用にあたっては、サービスご利用時に事前に弊社指定のロードサービス・事故報告共通ダイヤルへお電話いただく必要があります。お客さまご自身でレッカー、修理業者などを手配された場合はサービスの対象外となり、お客さまがご負担された費用はお支払いできません。
- ロードサービスのご提供にお客さまの同意または確認のご署名をいただく場合がございますので作業時には立ち合いをお願いします。
- ご連絡をいただく際は証券番号をお伺いしますので、お手元にご用意のうえご連絡ください。

AIUのロードサービスは弊社の提携会社によりご提供します。

なお、このご案内は、2015年7月1日時点の内容です。サービスの内容または提携会社については今後予告なく変更または中止となる場合があります。

おすすめのポイント
（AIUならではのサービス）

どのような場合があるの？

どのような場合に？

どのような場合に？

事故が起きたときどうする？

契約後に注意

主な保険用語の説明

2| どんな補償があるの？

自動車のリスクと補償項目一覧

		相手の方に対するリスク		ご自身・ご家族・同乗者などのリスク	
		身体への補償	財物への補償	身体への補償	財物への補償
基本補償	任意セット	P.9 対人賠償保険 (注1)	P.11 対物賠償保険(注1) (対物超過 修理費用補償あり)	P.13 人身傷害保険 (注2)	P.16 車両保険(注1)
	自動セット				
自動的にセット (注3)		P.29 他車運転危険補償特約		P.18 車両価額協定 保険特約	
			P.31 自損事故 補償特約 P.32 無保険車傷害 補償特約	P.27 特定修理工場 入庫特約	
お客さまのニーズにあわせて任意でセット (注2)	日常生活の事故	P.23 個人賠償責任補償特約(自動車保険用)	P.34 i・セキュア (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約)	P.24 地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金支払特約	P.21 弁護士 費用等 補償特約 P.33 身の回り品 補償特約
	自動車事故など	P.27 ファミリーバイク特約	P.13 人身傷害の被保険者の 範囲に関する特約	P.20 自宅・車庫等損害 補償特約 P.25 事故時代車費用 補償特約(定額払) P.25 車両全損時諸費用 補償特約 P.26 事故時付随費用 補償特約	P.30 搭乗者傷害 補償特約 P.31 医療保険金 支払に関する特約

(注1) 対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のうち、いずれかひとつ以上を必ずセットいただきます。
 (注2) ご契約のお車の用途車種およびご契約条件によりセットできない場合があります。詳しくは各補償、特約のページでご確認ください。
 (注3) 所定の条件を満たす場合に自動的にセットされます。詳しくは各特約のページでご確認ください。

AIUおすすめのご契約プラン

AIUおすすめのご契約プランは次の3つのプランになります。その他ご希望にあわせたプランやAIUならではのオプション(特約)などもご用意いただけます。取扱代理店にてご希望にあわせたプランをコンサルティングします。お気軽にご相談ください。

補償内容	相手の方に対するリスク		ご自身・ご家族・同乗者などのリスク	
	身体への補償	財物への補償	身体への補償	財物への補償
プレミアムプラン	対人賠償保険 保険金額 無制限	対物賠償保険 保険金額 無制限	人身傷害保険 保険金額 無制限 搭乗者傷害 補償特約 弁護士ワイド (弁護士費用等補償特約(被害事故))	車両保険(一般) +車両価額協定保険特約(注) 車両全損時 諸費用補償特約 (限度額40万円) 事故時代車費用 補償特約(定額払) (日額7,000円) 事故時付随費用 補償特約 自宅・車庫等 損害補償特約
	対人賠償保険 保険金額 無制限	対物賠償保険 保険金額 無制限	人身傷害保険 保険金額 1億円 搭乗者傷害 補償特約 弁護士ワイド (弁護士費用等補償特約(被害事故))	車両保険(一般) +車両価額協定保険特約(注) 車両全損時 諸費用補償特約 (限度額10万円) 自宅・車庫等 損害補償特約
	対人賠償保険 保険金額 無制限	対物賠償保険 保険金額 無制限	人身傷害保険 保険金額 5,000万円 搭乗者傷害 補償特約 弁護士ワイド (弁護士費用等補償特約(被害事故))	車両保険(一般) +車両価額協定保険特約(注) 車両全損時 諸費用補償特約 (限度額10万円) 自宅・車庫等 損害補償特約

上記3つのプランに
自動的にセット

他車運転危険
補償特約(注)

特定修理工場
入庫特約(注)

(注) 所定の条件を満たす場合に自動的にセットされます。詳しくは各特約のページでご確認ください。

おすすめのご契約プラン

どんな補償があるの？

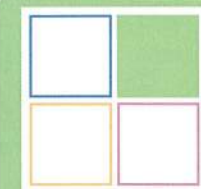
保険料について

契約手続きは

事故が起きたら

契約後に注意

主な保険用語の説明



対物賠償保険

相手の方に対するリスク(財物への補償)

対人賠償保険、対物賠償保険または
車両保険のうち、いずれかひとつ以上を
必ずセットいただきます。

ここがポイント!!

手間のかかる示談交渉は、AIUの品質の高い
損害サービスにお任せください!!



示談交渉サービス

事故の相手の方の同意が
得られれば、原則として相手
の方への示談交渉は弊社
がお引き受けします(注)。

(注) 被保険者に法律上の損害賠償責任のない事故(一方的な被害事
故など)の場合や被保険者をご負担される法律上の損害賠償責任
の額が保険金額を明らかに超える場合などは示談交渉のお引受
けはできません。被害事故の場合に備え、弁護士費用等補償特約
(P.21)のセットをおすすめします。

無用なトラブルを回避!!
対物超過修理費用の補償がセットされています。

対物超過修理費用保険金の支払例

ご契約のお車を運転中、赤信号で停車している相手自動車に追突し、
責任割合がお客さま100%・相手の方0%となった場合

相手自動車の
修理費用
修理費用
50万円
相手自動車の
時価額
30万円

対物超過修理費用がない場合
(相手の方から相手自動車の時価額以上の修理費用を
請求され、その差額をお客さまが負担された場合(注))

— お客さま負担**20万円**(注)
— 相手自動車の時価額**30万円**—
対物賠償保険でのお支払額

対物超過修理費用がある場合(弊社の対物賠償保険)
50万円 全額支払
1 対物賠償保険金 **30万円**
2 対物超過修理費用保険金 **20万円**

(注) 法律上は損害賠償責任を負わないものです。

どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して、他人の財物を滅失、破損または汚損し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払します。
対象となる主な事故は次のとおりです。

スリップして
電柱やガードレールに衝突!



電柱やガードレールを壊した!

左折する時に自転車と衝突!!



相手の方の自転車を壊した!

信号待ちで
停車中の相手自動車に追突!!



相手の方の自動車を壊した!

散歩中の犬をひいてしまった!



相手の方の犬を死傷させた!

ブレーキとアクセルを間違えて
店舗に突っ込んだ!



相手の方の店舗を壊した!

踏切内で電車と衝突!



電車を壊した!

...など

どんな損害が発生するの? <相手の方の主な損害項目>



- 修理費
- 修理不能時の財物の時価
- 修理期間中などの代車費用
- 休車・休業(営業)損害
- 犬の治療費など

誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、次のいずれかの方とします。



記名被保険者



ご契約のお車を使用または
管理中のご家族(注1)



記名被保険者の承諾を得てご契約の
お車を使用または管理中(注2)の方



記名被保険者の使用者
(注3)(注4)

(注1) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注2) モータービジネス業の方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
(注3) 請負契約・委任契約などの契約に基づき記名被保険者の使用者に準じる地位にある方を含みます。
(注4) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。

どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 対物賠償保険金

法律上の損害賠償責任の額を、1回の事故につき、保険金額を限度にお支払いします。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合はその価額、および自己負担額の設定がある場合はその自己負担額を損害賠償責任の額から差し引きします。

2 対物超過修理費用保険金

相手自動車の修理費が相手自動車の価額(注)を上回る場合に、相手自動車1台につきその修理費と相手自動車の価額(注)との差額(対物超過修理費用)を、対物賠償保険金とは別に対物超過修理費用保険金としてお支払いします。
ただし、次の①・②のうち、いずれか低い額を限度とします。

① 対物超過修理費用 × 被保険者が相手自動車の価額(注)について負担する法律上の損害賠償責任の額
② 50万円

(注) 損害が生じた地および時における同一車種・同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

3 費用保険金・遅延損害金

対物賠償保険金とあわせて、損害防止費用、求償権の保全行使手続費用および緊急措置費用を保険金額を限度にお支払いします。また、対物賠償保険金とは別に、被保険者の示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用および訴訟の判決による遅延損害金をお支払いします。

えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① ご契約者や被保険者などの故意
- ② 戦争・革命・内乱などの事変や暴動
- ③ 地震・噴火やこれらによる津波
- ④ ご契約のお車の競技使用などや競技場などの場所における使用
- ⑤ 特別な取決め
第三者との損害賠償に関する特別な取決めによって損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ⑥ 危険物の積載・けん引(注)
- ⑦ 記名被保険者、ご契約のお車を運転中の方、それらの父母、配偶者、子が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損すること。

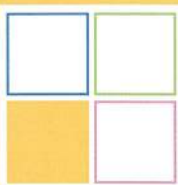
(注) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合に限りま。

...など

対人賠償保険がセットされたご契約に任意でセット
※ご契約のお車の用途車種がバスの場合は、搭乗者傷害補償特約のセットが आवश्यकになります。

人身傷害保険

ご自身・ご家族・同乗者などのリスク(身体への補償)



ここがポイント!!



示談交渉は不要です! (注1)

手間のかかる示談交渉は不要です! (注1)
AIUの品質の高い損害サービスにお任せいただければ、
お客さまへのすみやかな補償が可能です!!

加害者側との手間のかかる示談交渉は気にかかる必要はありません。弊社の専任の担当者
がお客さまが被った損害の確認から保険金のお支払いまでを一貫して対応します(注1)。
また、加害者との示談交渉結果を待たずに、原則として、保険の約款に記載の基準にしたがい算
出した損害の額に基づいて、保険金額(注2)を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 保険金額を超える損害額については、別途お客さまご自身で賠償義務者に対してご請求いただく必要があります。十分な保険金額でのご契約または被
害事故の場合に備えた弁護士費用等補償特約(P.21)のセットをおすすめします。
(注2) 無保険自動車との事故による死亡または後遺障害の場合は、人身傷害保険の保険金額または対人賠償保険の保険金額(ただし、対人賠償保険の保険金
額が無制限の場合は2億円とします。)のいずれか高い額を限度とします。



ご契約のお車に乗車中以外にも、
記名被保険者やそのご家族 (注3) を補償!!

記名被保険者やそのご家族(注3)はご契約のお車に乗車中以外にも、他の自動車(注4)に
乗車中や歩行中などの自動車事故により、死傷された場合または後遺障害を負われた場合
の損害に対しても保険金をお支払いします(注5)。

ニーズに合わせてお選びください! 「人身傷害の被保険者の範囲に関する特約」

人身傷害保険の被保険者の範囲を「ご契約のお車に乗車中の方など」(注6)に限定する特約です。
自動車を2台以上お持ちのお客さまは、2台目以降の自動車のご契約にセットすることで、補償の重複を避けることができます。

「人身傷害の被保険者の範囲に関する特約」をセットしたご契約では、人身被害特別費用保険金は支払われません。

〈ご契約例〉

○: 補償の対象となります。 ×: 補償の対象となりません。

ご契約のお車	人身傷害の被保険者の 範囲に関する特約	ご契約のお車に 乗車中の事故	記名被保険者やその ご家族(注3)が 他の自動車(注4)に 乗車中の事故	記名被保険者や そのご家族(注3)の 歩行中などの事故
1台目	セット無し	○	○	○
2台目	セット有り	○	× (注7) × (注8)	× (注7)

(注3) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注4) ご契約のお車、被保険者が乗車中の二輪自動車・原動機付自転車および被保険者が運転中の事業用(自動車検査証に事業用と記載されている場合)
の自動車ならびに記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族・別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を除きます。
(注5) 「人身傷害の被保険者の範囲に関する特約」をセットされた場合を除きます。
(注6) ご契約のお車の所有者および運転者(自動車損害賠償保障法に定める所有者・運転者をいいます。)の場合は、ご契約のお車に乗車中でない場合で
も、ご契約のお車の運行に起因する事故に限り補償の対象となります。
(注7) 1台目のお車の人身傷害保険の補償の対象になります。
(注8) ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車である場合を除き、記名被保険者やそのご家族(注3)が「運転中」のときは、「他車運転危険補償特約」によ
り補償の対象になります。

どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>

自動車の運行に起因する事故などにより被保険者がケガをして、死亡した場合、後遺障害を負った場合、または入院を要した場合の損害に対して保険
金をお支払いします。
対象となる主な事故は次のとおりです。

スリップして
電柱やガードレールに衝突!!
(単独事故)



ご契約のお車の
運転者・同乗者が死傷した!

信号無視の自動車と衝突!!



ご契約のお車の
運転者・同乗者が死傷した!

保険未加入の
自動車(無保険自動車)と衝突!
その自動車はそのまま逃走(あて逃げ)!



ご契約のお車の
運転者・同乗者が死傷した!

記名被保険者やそのご家族(注1)が
友人の自動車に乗車中に
後ろから追突された!



他の自動車(注2)に乗車中の記名被保険者
やそのご家族(注1)が死傷した!

記名被保険者やそのご家族(注1)が
横断歩道を横断中に右折してきた
自動車にはねられた!



歩行中の記名被保険者や
そのご家族(注1)が死傷した!

記名被保険者やそのご家族(注1)が
サイクリング中に後ろから走行してきた
自動車に接触された!



サイクリング中の記名被保険者や
そのご家族(注1)が死傷した!

(注1) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注2) ご契約のお車、被保険者が乗車中の二輪自動車・原動機付自転車および被保険者が運転中の事業用(自動車検査証に事業用と記載されている
場合)の自動車ならびに記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族・別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を除きます。

どんな損害が発生するの? <被保険者の主な損害項目>



事故により被保険者が死傷されまたは後遺障害を負われた場合、次のような損害が発生します。

- 病院などの治療費
- 診断書などの費用
- 病院などまでの通院交通費
- おケガによる休業損害
- おケガに対する精神的損害
- 後遺障害による逸失利益(注)
- 後遺障害に対する精神的損害
- 死亡された場合の葬儀費
- 死亡による逸失利益(注)
- 死亡に対する精神的損害

(注) 将来の得べかりし収入の喪失をいいます。

誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、次のいずれかの方とします。



記名被保険者(注1)(注3)



ご家族(注1)(注2)(注3)



ご契約のお車に乗車中の方(注1)(注3)
ご契約のお車の所有者・運転者(注1)(注3)(注4)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方を除きます。
(注2) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注3) モータービジネス業の方が、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または乗車中の事故の場合、そのモータービジネス業の方を除きます。
(注4) 自動車損害賠償保障法に定める所有者・運転者をいい、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り被保険者となります。

■ どの保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 人身傷害保険金

保険の約款に記載された基準に従って弊社が算出した損害の額を、1回の事故・被保険者1名につき、保険金額(注)を限度にお支払いします。相手の方からの損害賠償金、自賠責保険、労働者災害補償制度などによって別に損害が補償される場合などは、その額を差し引きます。

(注) 無保険自動車との事故による死亡または後遺障害の場合は、人身傷害保険の保険金額または対人賠償保険の保険金額(ただし、対人賠償保険の保険金額が無制限の場合は2億円とします。)のいずれか高い額を限度とします。

2 人身被害特別費用保険金

記名被保険者やそのご家族(注1)が死傷または後遺障害を負った場合で、1の人身傷害保険金をお支払いするときは、人身傷害保険金とは別に次の人身被害特別費用保険金をお支払いします(注2)。

死亡特別費用保険金	100万円(死亡した方1名につき) 記名被保険者やそのご家族(注1)が事故により、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に限りします。
家事援助・育児費用 支援保険金	100万円(18才未満の子1名につき) 記名被保険者やそのご家族(注1)が事故により、事故日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の後遺障害を負った場合で、その方に事故日において18才未満の子がいるときに限りします。
入院一時保険金	5万円(入院した方1名につき) 記名被保険者やそのご家族(注1)が事故により、病院または診療所に3日以上入院した場合に限りします。

(注1) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

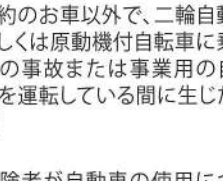
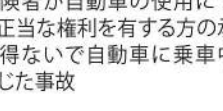
(注2) 「人身傷害の被保険者の範囲に関する特約」(P.13)または「人身傷害に関する人身被害特別費用補償対象外特約」がセットされている場合はお支払いできません。

3 費用保険金

1の人身傷害保険金とあわせて、損害防止費用および求償権の保全行使手続費用を保険金額を限度にお支払いします。

■ えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

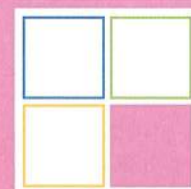
次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

-  被保険者などの故意または重過失
-  被保険者が無免許運転または飲酒運転をしている間に生じた事故
-  被保険者が違法薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故
-  被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
-  被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
-  戦争・革命・内乱などの事変や暴動
-  地震・噴火やこれらによる津波
-  ご契約のお車・乗車中の自動車の競技使用などや競技場などの場所における使用
-  危険物の積載・けん引(注1)
-  被保険者が勤務先の所有する自動車を勤務先の業務のために運転している間に生じた事故
-  ご契約のお車以外で、記名被保険者やそのご家族(注2)が所有または常時使用する自動車に乗車中に生じた事故
-  ご契約のお車以外で、二輪自動車もしくは原動機付自転車に乗車中の事故または事業用の自動車を運転している間に生じた事故
-  被保険者が自動車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた事故

…など

(注1) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。

(注2) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。



車両保険

ご自身のお車のリスク(財物への補償)

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のうち、いずれかひとつ以上を必ずセットいただきます。

■ ここがポイント!!



遠方からのレッカー移動も安心!!

運搬・引取費用保険金(注)

車両保険金をお支払いすべき場合で、ご契約のお車が自力で走行できなくなり、事故現場からお客さまが指定される修理工場などへ運搬する費用も、車両保険金とは別に1回の事故につき20万円を限度にその実費をお支払いします。
(注) 車両保険の種類が「車対車」またはご契約のお車の用途車種が二輪自動車もしくは原動機付自転車の場合は、盗難にあったご契約のお車の引取費用はお支払いできません。

■ どの時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>

衝突や接触などの偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

車両保険の種類ごとにそれぞれ対象となる主な事故は、次のとおりです。

車両保険の種類が「一般」の場合

自転車との衝突・接触



電柱・ガードレール
などへの衝突



あて逃げ



墜落・転覆



車両保険の種類が「車対車+限定A」の場合

飛来中・落下中の
他物との衝突(注1)



自動車との
衝突・接触(注2)



火災・爆発



台風・竜巻・洪水・高潮



盗難(注3)



落書・いたずら(注4)・
窓ガラス破損(注5)



…など

…など

その他車両保険の種類には「車対車」または「限定A」のみなどもご用意しております。また、ご契約のお車の用途車種が二輪自動車および原動機付自転車などの場合は、車両保険の種類は「一般」のみとなるなどご契約のお車の用途車種によりお選びいただける車両保険の種類が異なります。詳しくは取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

(注1) 車両保険の種類が「車対車+限定A」の場合は、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。

(注2) 車両保険の種類が「車対車+限定A」の場合は、ご契約のお車と所有者が異なる相手自動車との衝突・接触事故で、相手自動車の登録番号などおよびその運転者または所有者が確認されたときに限り保険金をお支払いします。

(注3) ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、盗難および盗難中に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(注4) 車両保険の種類が「車対車+限定A」の場合は、いたずらによる損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車と他の自動車との衝突・接触によって生じた損害を含みません。

(注5) 車両保険の種類が「車対車+限定A」の場合で、窓ガラス破損のときは、そのガラス代金を修理費とします。

オプション(特約)

AIUならではの特約をはじめ、多くのお客さまにセットいただいている特約まで幅広くお客さまのニーズにお応えします。ご希望にあわせてお選びください。
なお、任意でセットいただける特約については、ご契約のお車の用途車種および契約条件によりセットできない場合があります。詳しくは各特約のページでご確認ください。

個人賠償責任補償特約 (自動車保険用)

日常生活中に他人に損害を与えた場合に…



P.23

車両全損時諸費用補償特約

事故によりご契約のお車が全損になった場合に…



P.25

ファミリーバイク特約

原動機付自転車で事故を起こしてしまった場合に…



P.27

自損事故補償特約

単独事故などのお客の補償に…



P.31

無保険車傷害補償特約

無保険自動車との事故によるお客の補償に…



P.32

自宅・車庫等損害補償特約

ご契約のお車で自宅の車庫などを誤って損壊してしまった場合に…



P.20

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金支払特約

ご契約のお車が「地震・噴火またはこれらによる津波」によって全損になった場合に…



P.24

事故時付随費用補償特約

外出先での事故で自力走行不能となった場合に…



P.26

他車運転危険補償特約

友人・知人のお車を臨時に借りて事故を起こしてしまった場合に…



P.29

身の回り品補償特約

ご契約のお車に積んでいるお荷物の補償に…



P.33

弁護士費用等補償特約

被害事故で事故解決を弁護士に依頼する場合などに…



P.21

事故時代車費用補償特約(定額払)

事故によりレンタカーなどを借りる場合に…



P.25

特定修理工場入庫特約

事故車両の修理を弊社指定の特定修理工場で行った場合に…



P.27

搭乗者傷害補償特約

ご契約のお車に乗車中のお客の定額補償に…



P.30

医療保険金支払に関する特約

P.31

i・セキュア

支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約

個人情報・支払用カードの不正使用による金銭損害などに…



P.34

自宅・車庫等損害補償特約

どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



ご契約のお車が、この特約の保険の対象である財物(注)(以下「自宅・車庫など」といいます。)に衝突または接触したことにより、自宅・車庫などに損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

(注) 次のいずれかの方が所有、使用または管理する建物・車庫・自動車(ご契約のお車以外の自動車で、自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車に限り、ます。)

- 記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子

どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 自宅・車庫等損害保険金

自宅・車庫などを修理するのに要した費用などを、保険期間中1回(注1)に限り、50万円を限度(注2)にお支払いします。

(注1) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度ごとに1回とします。

(注2) 50万円が自宅・車庫などの保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

2 費用保険金

損害防止費用、求償権の保全行使手続費用および運搬費用(注1)を自宅・車庫等損害保険金とあわせて50万円を限度(注2)にお支払いします。

(注1) 自宅・車庫などのうち、自動車が自力で走行できなくなった場合に限り、ます。

(注2) 50万円が自宅・車庫などの保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

(1) 次の事由によって生じた損害



ご契約者や被保険者などの故意または重過失



ご契約者や被保険者などが無免許運転または飲酒運転をしている間に生じた事故



ご契約者や被保険者などが違法薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故



戦争・革命・内乱などの事変や暴動



地震・噴火やこれらによる津波

(2) 次に該当する損害



自宅・車庫などに存在する欠陥、さびその他自然消耗による損害



保険の対象となる財物の故障損害



保険の対象となる財物のうち、パンクなどタイヤのみに生じた損害(注)

(注) 保険の対象となる自動車の他の部分と同時に損害を被った場合、または火災によって生じた損害を除きます。

次の条件をすべて満たすご契約に任意でセット
①ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること
②対物賠償保険がセットされたノンフリート契約であること

誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は自宅・車庫などの所有者(注)とします。



自宅・車庫などの所有者(注)

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車を運転中の方およびその方の使用者ならびにご契約のお車を業務として受託しているモータービジネス業の方を除きます。

対人賠償保険がセットされた
ご契約に任意でセット

弁護士費用等補償特約

どんな時に補償されるの？

<保険金をお支払いする場合>



誰が補償の対象なの？ <被保険者の範囲>

被保険者は、次の方とします。



被保険者が、下表の「補償プランの種類」ごとに補償の対象となる事故により被害(注1)を被り、その損害賠償請求に関して弁護士などに法律相談や相手の方との交渉などを依頼し、それらの費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

補償の対象となる事故は、お選びいただく補償プランによって異なりますので、ご希望にあった補償プランでご契約ください。

(注1) 被保険者が死傷したり後遺障害を負ったり、ご契約のお車自体やご契約のお車に積載中(ご契約のお車の車室内、トランク内、荷台、キャリアもしくはルーフレールに積載している状態をいいます。)の財物や、被保険者(記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子に限りです。)が所有、使用または管理するその他の財物が壊されたりすることなどによる経済的損失をいいます。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方を除きます。

(注3) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

(注4) 自動車を業務として受託しているモータービジネス業の方を除きます。

(注5) 自動車検査証に事業用と記載されているご契約のお車に乗車中の方を除きます。

○:補償の対象となります。 ×:補償の対象となりません。

補償プランの種類	対象となる事故	
	① 次の急激かつ偶然な外来の事故	② ①以外の急激かつ偶然な外来の事故
	自動車事故	落下物・飛来物による事故
自動車事故プラン	○	×
被害事故プラン(弁護士ワイド)	○	○

どんな保険金が支払われるの？ <お支払いする保険金>

1 法律相談費用保険金

1回の法律相談につき1万円を限度(ただし、1回の事故につき合計5万円を限度とします。)に実際に負担した法律相談費用をお支払いします。(注)

2 損害賠償請求費用保険金

1回の事故につき300万円を限度に、弁護士、司法書士もしくは行政書士への着手金もしくは報酬金または裁判所などに支払ったその他の実費など、実際に負担した損害賠償請求費用をお支払いします。(注)

(注) あらかじめ弊社が承認したものに限りします。

えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの？ <保険金をお支払いできない主な場合>

(1) 次の事由によって生じた損害【補償プラン共通】



(注) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。

(2) 次に該当する場合【補償プラン共通】



(注1) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

(注2) 被保険者がその使用者の業務に従事中に発生した事故の場合に限りします。

(注3) 保険会社が保険金請求権者に対して直接保険金を支払う責任保険契約の保険会社である場合を除きます。

(3) 次の被害を被ることによって生じた損害【被害事故プラン(弁護士ワイド)の場合】





個人賠償責任補償特約 (自動車保険用)

対人賠償保険がセットされた
ノンフリート契約に任意でセット

保険金額 **無制限**

示談交渉サービス付 (P.9)

■ どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



被保険者が、日常生活における偶然な事故(注)により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

(注) 記名被保険者の居住用の住宅および同一敷地内の動産・不動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故を含みます。

■ 誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、次の方(注1)とします。



記名被保険者



ご家族(注2)

(注1) 責任無能力者を除きます。

(注2) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

■ どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 個人賠償保険金

法律上の損害賠償責任の額をお支払いします(保険金額に上限はありません。)。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を損害賠償責任の額から差し引きます。

2 費用保険金・遅延損害金

個人賠償保険金とは別に、損害防止費用、求償権の保全行使手続費用、緊急措置費用、被保険者の示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用および訴訟の判決による遅延損害金をお支払いします。

■ えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

(1) 次の事由によって生じた損害

①



被保険者の業務に直接起因する
損害賠償責任

②



専ら被保険者の業務に使用される動産
または不動産の所有、使用または管理に
起因する損害賠償責任

③



被保険者相互間または被保険者とその父母、
配偶者もしくは子との間で発生した事故に
起因する損害賠償責任

④



被保険者の心神喪失に起因する
損害賠償責任

⑤



被保険者の暴行・殴打などに起因する
損害賠償責任

⑥



航空機、船舶、車両(ゴルフカートや自転車
などを除きます。)、銃器の所有、使用または
管理に起因する損害賠償責任

(2) (1)以外に対人賠償保険の<保険金をお支払いできない主な場合>に記載の①から③の事由によって生じた損害 (P.10)

…など



地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金支払特約

次の条件をすべて満たすご契約に任意でセット

- ① ご契約のお車の用途車種が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)、A種工作車およびB種工作車以外であること。
- ② 車両保険(「一般」または「車対車+限定A」)をセットされたご契約であること。

■ どんな特約? <特約の概要>



ご契約のお車が「地震・噴火またはこれらによる津波」によって、この特約に定める「全損」となった場合に、1回の事故につき50万円(注)をお支払いします。

(注) 車両保険の保険金額が50万円に満たない場合はその額とします。

■ 誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は記名被保険者とします。



記名被保険者

■ どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(これらの事由によって発生した事故の拡大、これらの事由に伴う秩序の混乱などを含みます。)によって、ご契約のお車に損害が生じ、この特約に定める「全損」(注)となった場合に保険金をお支払いします。

(注) 車両保険における「全損」とは基準が異なりますのでご注意ください。

この特約に定める全損とは?

この特約における「全損」とは、ご契約のお車の損害の状態が次の例に定めるような一定の基準に該当する場合をいいます。詳細は保険の約款にてご確認ください。

「全損」の一定の基準例



ルーフ、ピラー、ガラスのいずれにも
所定の大きな損傷が生じた場合



全焼した場合



流失または埋没し
発見されなかった場合



運転席のシートの座面を超える
浸水を被った場合

その他、損傷を修理することができない場合で廃車をしたとき

車のパーツ名



■ どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1回の事故につき50万円(注)をお支払いします。

(注) 車両保険の保険金額が50万円に満たない場合はその額とします。

■ えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

次のいずれかの事項によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

①



ご契約者或被保険者などの
故意または重過失

②



戦争・革命・内乱などの
事変や暴動

…など



事故時代車費用補償特約(定額払)

ご契約のお車の用途車種が
自家用8車種で、
車両保険(注)をご契約の場合に
任意でセット
(注)車両保険の種類が「限定A」
の場合を除きます。

■どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



車両保険で保険金をお支払いする場合に代車費用保険金をお支払いします(レンタカーなどの利用の有無を問いません)。

■誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。ただし、ご契約のお車に所有権留保条項付売買契約またはリース契約を締結している場合は、それぞれの契約の買主または借主となります。



ご契約のお車の所有者

■どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{代車費用保険金の額} = \text{支払日額(注1)} \times \text{支払対象日数(注2)}$$

(注1)ご契約時に設定した1日あたりの支払額です。

(注2)次のいずれかの日数をいいます。

- ご契約のお車が盗難された場合は、「警察に届け出た日」からその日を含めて「車両保険金の支払日もしくは代わりの自動車を取得した日のいずれか早い日」または「ご契約のお車が手元に戻った日」までの日数。ただし、30日を限度とします。
- ご契約のお車に損害(盗難を除きます。)が生じた場合は、「事故日」からその日を含めて「車両保険金の支払日もしくは代わりの自動車を取得した日のいずれか早い日」または「修理工場に預けた日」から「修理工場から戻った日」までの日数。ただし、30日を限度とします。

■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>



- (1)ご契約のお車が自力で走行できる場合で、修理しないとき。
- (2)(1)以外で、車両保険の<保険金をお支払いできない主な場合>に記載の事由・損害(P.17)



車両全損時諸費用補償特約

ご契約のお車の用途車種が
二輪自動車、原動機付自転車
および農耕作業用自動車以外で、
車両保険をご契約の場合に任意でセット

■どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



車両保険で全損として保険金をお支払いする場合に、廃車手続や自動車の買替えに伴う諸費用などとして、保険金をお支払いします。

■誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。ただし、ご契約のお車に所有権留保条項付売買契約またはリース契約を締結している場合は、それぞれの契約の買主または借主となります。



ご契約のお車の所有者

■どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

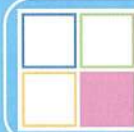
ご契約時に選択する補償プランに応じて車両全損時諸費用保険金をお支払いします。

補償プランの種類	支払保険金の額
限度額40万円プラン	1回の事故につき車両保険の保険金額(注)の5%、プラス10万円(合計40万円限度)
限度額10万円プラン	1回の事故につき車両保険の保険金額(注)の5%(10万円限度)

(注)車両価額協定保険特約がセットされていない場合で、保険金額がご契約のお車の保険価額を超えるときは、ご契約のお車の保険価額とします。

■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

車両保険の<保険金をお支払いできない主な場合>に記載の事由・損害(P.17)



事故時付随費用補償特約

ご契約のお車の用途車種が
自家用8車種で、
車両保険(注)をご契約の場合に
任意でセット
(注)車両保険の種類が「限定A」
の場合を除きます。

■どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



■誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、ご契約のお車に乗車中の方(注)とします。



ご契約のお車に乗車中の方(注)

(注)一時的にご契約のお車から離れている方を含みます。また、極めて異常かつ危険な方法で乗車中の方を除きます。

車両保険で保険金をお支払いする場合で、被保険者が次の費用を負担したときに、保険金をお支払いします。

1 臨時宿泊費用保険金

ご契約のお車が事故により自力走行ができなくなり、最寄りのホテル・旅館など(注1)に臨時に宿泊が必要になった場合の宿泊費

2 臨時帰宅費用保険金

ご契約のお車が事故により自力走行ができなくなり、事故発生地から自宅に戻るため、または当面の目的地へ移動するために必要になった交通費

3 キャンセル費用保険金

次のいずれかの事由により、予定していた旅行、宿泊、施設利用、公演などのサービス(注2)の全部または一部が受けられなくなったために必要になったキャンセル費用

- ・前記のサービスを受ける目的で使用中のご契約のお車が事故により自力走行ができなくなったこと。
- ・ご契約のお車の事故により被保険者が死亡または入院したこと。(注3)

(注1)居住施設を除きます。

(注2)業として有償で提供されるものに限りです。

(注3)死亡または入院した日からその日を含めて31日以内にサービスを受けることが予定されていた場合に限りです。

■どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 臨時宿泊費用保険金

1泊分の客室料(注1)の実費を、1回の事故・被保険者1名につき1万円を限度にお支払いします(注2)。

2 臨時帰宅費用保険金

合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅に戻るため、または当面の目的地へ移動するために必要になった交通費(電車代など)(注3)の実費を、1回の事故・被保険者1名につき2万円を限度にお支払いします(注2)。

3 キャンセル費用保険金

キャンセル費用の実費から自己負担額(注4)を差し引いた額を、1回の事故につき50万円を限度にお支払いします(注2)。

(注1)飲食費用を含みません。

(注2)他から回収した金額がある場合はその回収金の額(キャンセル費用については、自己負担額を超過した回収金の額とします。)を差し引きます。

(注3)ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラス・ファーストクラスなどの利用により通常の交通費を超過する額は除きます。

(注4)1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額とします。

■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>



- (1)被保険者の業務に係るサービスのキャンセル費用
- (2)(1)以外で、車両保険の<保険金をお支払いできない主な場合>に記載の事由・損害(P.17)



特定修理工場入庫特約

ご契約のお車の用途車種が自家用5車種(注)で、
車両保険をご契約の場合に自動的にセット
(注)特種用途、レンタカーである場合を除きます。

どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



事故によりご契約のお車に損害が生じ、車両保険金をお支払いする場合(注1)で、ご契約のお車の修理を弊社の定める基準に基づき、弊社が指定する特定修理工場(注2)で行ったとき、保険金をお支払いします。

(注1)全損として車両保険金をお支払いする場合を除きます。
(注2)AIUドライブインサービスセンター・協力工場をいいます。

どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

車両保険でお支払いする車両保険金の5%を、5万円を限度に、分損時臨時費用保険金としてお支払いします。

えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

車両保険の<保険金をお支払いできない主な場合>に記載の事由・損害(P.17)



ファミリーバイク特約

次の条件をすべて満たすご契約に任意でセット
①ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
②対人賠償保険または対物賠償保険がセットされた
ノンフリート契約であること。

どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



次の場合に保険金をお支払いします。

1 対人賠償・対物賠償

原動機付自転車(注1)の所有、使用または管理に起因して、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合(注2)(注3)

2 自損傷害

原動機付自転車(注1)に乗車中(注4)の被保険者が自賠責保険などにより保険金が支払われない事故で死傷または後遺障害を負った場合(注3)(注5)

(注1)総排気量が125cc以下の原動機付自転車で、借用原動機付自転車を含みます。
(注2)対人賠償保険または対物賠償保険のうち、ご契約のお車にセットされていない補償の保険金はお支払いできません。
(注3)借用原動機付自転車がレンタルバイク以外の場合、その原動機付自転車の保険契約などに優先して保険金をお支払いすることができます。
(注4)極めて異常かつ危険な方法で乗車中の場合を除きます。
(注5)ご契約のお車に対人賠償保険がセットされていない場合は、2の保険金はお支払いできません。

誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、次の方とします。



記名被保険者



ご家族(注)

(注)記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 対人賠償・対物賠償

ご契約のお車の契約条件に従い、対人賠償保険(注)および対物賠償保険でお支払いする保険金をお支払いします。
ただし、対物賠償保険に5万円を超える自己負担額が設定されている場合、この特約ではその自己負担額を5万円とします。

(注)対人賠償保険金をお支払いする場合で、借用原動機付自転車に自賠責保険などが付いていないときは、自賠責保険などにより支払われるべき金額を含めてお支払いします。

2 自損傷害

1回の事故・被保険者1名につき、それぞれ次の保険金をお支払いします。

①死亡保険金	死亡した場合に1,500万円。ただし、同一事故で既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その額を差し引きます。
②後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて50万円~2,000万円
③介護費用保険金	一定条件の重度の後遺障害を負い、かつ、介護が必要な場合に200万円(注)
④医療保険金	生活機能または業務能力の滅失または減少をきたして入院・通院した場合に、平常の生活または平常の業務に従事できる程度になおった日までの入院・通院日数に対して、入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円。ただし、合計100万円を限度とします。

(注)被保険者が事故日からその日を含めて30日以内に死亡した場合はお支払いしません。

えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

(1)被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車(注1)を、被保険者の業務のために、被保険者の使用人(注2)が運転している間に生じた事故【賠償責任】



(2)(1)以外で、対人賠償保険・対物賠償保険の<保険金をお支払いできない主な場合>に記載の事由による損害。ただし、「ご契約のお車」を「原動機付自転車」に読み替えます【賠償責任】(P.10)(P.12)。

(3)次の事由によって生じた傷害【自損傷害】

① 被保険者が無免許運転または飲酒運転をしている間に生じた事故	② 危険物の積載・けん引(注3)	③ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
④ 原動機付自転車(注1)の競技使用などや競技場などの場所における使用	⑤ 被保険者などの故意	⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
⑦ 被保険者が違法薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故	⑧ 戦争・革命・内乱などの事変や暴動	⑨ 地震・噴火やこれらによる津波

(注1)総排気量が125cc以下の原動機付自転車で借用原動機付自転車を含みます。
(注2)記名被保険者またはそのご家族(記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。)に該当する場合を除きます。
(注3)日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。

お申し込みの際は必ず「AIU」のマークを確認してください。
どんな補償があるの? 保険金について どのように決まるの? 契約手続は? 事故が起きたらどうする? 契約後に注意 主な保険用語の説明



他車運転危険補償特約

次の条件をすべて満たすご契約に自動的にセット
①ご契約のお車の用途車種が二輪自動車および
原動機付自転車以外であること。
②対人賠償保険または対物賠償保険がセットされ
たご契約であること。

■どんな時に補償されるの？＜保険金をお支払いする場合＞



記名被保険者やそのご家族(注1)が、友人などから臨時に借りた自動車(注2)を運転中(注3)の事故について、ご契約のお車の契約条件に従い、対人・対物賠償保険金・人身傷害保険金・自損傷害保険金などをお支払いします。なお、借りた自動車の車両損害については、次のいずれかに該当する場合に限り、その車両損害に対して対物賠償保険金をお支払いします。(注4)(注5)

- 借りた自動車にその車両損害について保険金が支払われる車両保険契約などがある場合
- ご契約のお車に車両保険契約があり、借りた自動車をご契約のお車とみなした場合に車両保険が支払われるとき

- (注1) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注2) 二輪自動車・原動機付自転車、記名被保険者およびその配偶者ならびにそれらの同居の親族が所有または常時使用する自動車などを除きます。
(注3) 駐車または停車中を除きます。
(注4) 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または自損事故補償特約のうち、セットされていない補償の保険金はお支払いできません。
(注5) 借りた自動車がレンタカー以外の場合、その自動車の保険契約などに優先して保険金をお支払いすることができます。

■誰が補償の対象なの？＜被保険者の範囲＞

被保険者は、次の方とします。



記名被保険者(注1)(注2)



ご家族(注1)(注2)(注3)



借りた自動車に乗車中の方(注1)(注4)
借りた自動車の保有者・運転者(注1)(注4)(注5)

- (注1) 人身傷害においては、極めて異常かつ危険な方法で借りた自動車に乗車中の方を除きます。
(注2) 人身傷害においては、モータービジネス業の方が、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または乗車中の事故の場合、そのモータービジネス業の方を除きます。
(注3) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注4) 人身傷害に限り、ただし、モータービジネス業の方が、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または乗車中の事故の場合、そのモータービジネス業の方を除きます。
(注5) 自動車損害賠償保障法に定める保有者・運転者をいい、借りた自動車の運行に起因する人身傷害の場合に限り被保険者となります。

■どんな保険金が支払われるの？＜お支払いする保険金＞

ご契約のお車の契約条件に従い、対人賠償保険(注1)、対物賠償保険、人身傷害保険および自損事故補償特約でお支払いする保険金をお支払いします(注2)。

- (注1) 対人賠償保険金をお支払いする場合で、借りた自動車に自賠責保険などが付いていないときは、自賠責保険などにより支払われるべき金額を含めてお支払いします。
(注2) 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または自損事故補償特約のうち、セットされていない補償の保険金はお支払いできません。

■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの？＜保険金をお支払いできない主な場合＞



- (1) 被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している間に生じた事故によって生じた損害・傷害
(2) (1)以外で、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および自損事故補償特約の＜保険金をお支払いできない主な場合＞に記載の事由(P.10)(P.12)(P.15)(P.31)

…など

任意でセット



搭乗者傷害補償特約

■どんな時に補償されるの？＜保険金をお支払いする場合＞



被保険者をご契約のお車の運行に起因する事故など急激かつ偶然な外来の事故により、死傷または後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。

■誰が補償の対象なの？＜被保険者の範囲＞

被保険者は、ご契約のお車に乗車中の方(注1)(注2)とします。



ご契約のお車に乗車中の方(注1)(注2)

- (注1) 極めて異常かつ危険な方法で乗車中の方を除きます。
(注2) ご契約のお車を業務として受託しているモータービジネス業の方を除きます。

■どんな保険金が支払われるの？＜お支払いする保険金＞

1 死亡保険金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、1回の事故・死亡した被保険者1名につき、保険金額をお支払いします。ただし、同一事故で既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いてお支払いします(注1)。

2 後遺障害保険金

事故日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害を負った場合(注2)、1回の事故・後遺障害を負った被保険者1名につき、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%の額をお支払いします(注1)。

3 医療保険金(傷害一時金)

生活機能または業務能力の減失または減少をきたして医師の治療などを要した場合で、入院または通院した日数の合計が5日以上(5日目が事故日からその日を含めて180日以内の場合に限り、1回の事故・医師の治療などを要した被保険者1名につき、10万円をお支払いします(注1)。

- (注1) ご契約のお車の用途車種が自家用バスまたは営業用バスの場合は、ご契約時に設定された1事故保険金額または特約に定める医療保険金1事故限度額を死亡保険金および後遺障害保険金の総額または医療保険金の1事故限度額とします。
(注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、181日目の診断を基に後遺障害の程度を認定します。

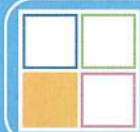
■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの？＜保険金をお支払いできない主な場合＞

次の事由によって生じた損害

- | | | |
|---|---|---|
| ①  被保険者などの故意または重過失 | ②  被保険者が無免許運転または飲酒運転をしている間に生じた事故 | ③  被保険者が違法薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故 |
| ④  被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 | ⑤  被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 | ⑥  戦争・革命・内乱などの事変や暴動 |
| ⑦  地震・噴火やこれらによる津波 | ⑧  ご契約のお車の競技使用などや競技場などの場所における使用 | ⑨  危険物の積載・けん引(注) |

…など

(注) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。

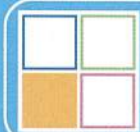


医療保険金支払に関する特約

搭乗者傷害補償特約がセットされた
ご契約に任意でセット

搭乗者傷害補償特約にセットすると、同特約の医療保険金(傷害一時金)の額を、「2倍」または「なし」とすることができます。

パターン	お支払いする医療保険金(傷害一時金)の額
倍額払(200%)	医療保険金(傷害一時金)の額が「200%(2倍)」となります。
補償対象外(0%)	医療保険金(傷害一時金)の額が「0%(なし)」となります。 ※死亡・後遺障害のみの補償となります。



自損事故補償特約

対人賠償保険がセットされ、
人身傷害保険がセットされていない
ご契約に自動的にセット

■ どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



電柱への衝突や崖からの転落などご契約のお車の単独事故などにより、被保険者がケガをして、被保険者が死亡した場合、後遺障害を負った場合、または入院・通院を要した場合で、自賠責保険などにより補償されないときに保険金をお支払いします。

■ 誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、次の方とします。



ご契約のお車の所有者・運転者(注1)(注2)
ご契約のお車に乗車中の方(注2)

(注1) 自動車損害賠償保障法に定める所有者・運転者をいいます。
(注2) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方を除きます。

■ どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1回の事故・被保険者1名につき、それぞれ次の保険金をお支払いします。

1 死亡保険金

死亡した場合、1,500万円。ただし、同一事故で既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いてお支払いします。

2 後遺障害保険金

所定の後遺障害を負った場合、後遺障害の程度に応じて50万円～2,000万円

3 介護費用保険金

一定条件の重度の後遺障害を負い、かつ、介護が必要な場合に、200万円(注)

4 医療保険金

生活機能または業務能力の減失または減少をきたして入院・通院した場合に、平常の生活または平常の業務に従事できる程度になおった日までの入院・通院日数に対して、入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円。ただし、合計100万円を限度とします。

(注) 被保険者が事故の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合はお支払いしません。

■ えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

次の事由によって生じた損害



被保険者などの故意



被保険者が無免許運転または飲酒運転をしている間に生じた事故



被保険者が違法薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故



被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為



被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失



戦争・革命・内乱などの事変や暴動



地震・噴火やこれらによる津波

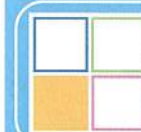


ご契約のお車の競技使用などや競技場などの場所における使用



危険物の積載・けん引(注)

(注) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。 …など



無保険車傷害補償特約

対人賠償保険がセットされ、
人身傷害保険がセットされていない
ご契約に自動的にセット

■ どんな時に補償されるの? <保険金をお支払いする場合>



無保険自動車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を負った場合で、事故の相手方から十分な補償を受けられないときに保険金をお支払いします。

■ 誰が補償の対象なの? <被保険者の範囲>

被保険者は、次の方とします。



記名被保険者(注1)



ご家族(注1)(注2)



ご契約のお車に乗車中の方(注1)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方を除きます。
(注2) 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

■ どんな保険金が支払われるの? <お支払いする保険金>

1 無保険車傷害保険金

賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などにより支払われる金額(注1)などを差し引いた額に対して、1回の事故・死亡または後遺障害を負った被保険者1名につき、対人賠償保険の保険金額と同額(注2)を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手方の自動車に対人賠償保険がセットされている場合などで、賠償義務者がその対人賠償保険で支払を受けられるときには、その対人賠償保険の保険金額などを差し引いた額を限度とします。

(注1) 自賠責保険などがない場合は、自賠責保険などによって支払われる金額に相当する金額とします。

(注2) 対人賠償保険の保険金額が無制限の場合は2億円とします。

2 費用保険金

無保険車傷害保険金とあわせて、損害防止費用および求償権の保全行使手続費用を保険金額を限度にお支払いします。

■ えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの? <保険金をお支払いできない主な場合>

次の事由によって生じた損害



被保険者などの故意



被保険者が無免許運転または飲酒運転をしている間に生じた事故



被保険者が違法薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故



被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為



戦争・革命・内乱などの事変や暴動



地震・噴火やこれらによる津波



ご契約のお車・乗車中のお車の競技使用などや競技場などの場所における使用



危険物の積載・けん引(注)

(注) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。 …など



身の回り品補償特約

ご契約のお車の用途車種が
自家用8車種の場合に任意でセット

■どんな時に補償されるの？

＜保険金をお支払いする場合＞



衝突や接触などの偶然な外来の事故により、ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアもしくはルーフレールに固定された個人所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

■誰が補償の対象なの？＜被保険者の範囲＞

被保険者は、ご契約のお車に積載中の身の回り品の所有者(注)とします。



ご契約のお車に積載中の
身の回り品の所有者(注)

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中の方、およびご契約のお車を業務として受託しているモータービジネス業の方を除きます。

■どんな保険金が支払われるの？＜お支払いする保険金＞

1 身の回り品保険金

1回の事故につき損害額(注)から自己負担額(5,000円)または他から回収した金額のいずれか高い額を差し引いた額を、保険金額を限度にお支払いします。ただし、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額を限度とします。

(注) 損害額は、修理できる場合は修理費など(再調達価額を限度とします。)、全損の場合は再調達価額とします。

2 費用保険金

身の回り品保険金とあわせて、損害防止費用、求償権の保全行使手続費用、盗難時の引取費用および共同海損費用を保険金額を限度にお支払いします。ただし、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額を限度とします。

■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの？＜保険金をお支払いできない主な場合＞

(1) 自転車、携帯電話、ポータブルナビゲーション、ノート型パソコン、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、有価証券、商品券、クレジットカード、電子マネー、スキー、スノーボード、営業用什器・備品、通貨、乗車券、貴金属、宝石、美術品などに生じた損害

(2) ご契約のお車のキャリアまたはルーフレールに固定された身の回り品の盗難によって生じた損害

(3) 次の事由によって生じた損害



ご契約者や被保険者などの
故意または重過失

ご契約者や被保険者などが
無免許運転または飲酒運転を
している間に生じた事故

ご契約者や被保険者などが違法
薬物などの影響により正常な運転
ができないおそれがある状態で
運転している間に生じた事故

被保険者の闘争行為、
自殺行為または犯罪行為

- 戦争・革命・内乱などの事変や暴動
- 地震・噴火やこれらによる津波
- ご契約のお車の競技使用などや競技場などの場所における使用

- 危険物の積載・けん引(注)
- 身の回り品に存在する欠陥、さびその他の自然消耗
- …など

(注) 日常生活で使用する程度を超える場合、または法令による運送規制数量(弊社が別に定める数量)以上の場合をいいます。



i・セキュア

(支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約)

次の条件をすべて満たすご契約に任意でセット
①ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
②対人賠償保険がセットされたノンフリート契約であること。

■どんな時に補償されるの？＜保険金をお支払いする場合＞



次に該当する場合に保険金をお支払いします。

- ①被保険者が国内外において個人情報または支払用カード(注1)の不正使用(注2)による被害を被り、その損害賠償請求に関して弁護士、司法書士または行政書士へ法律相談して費用を負担した場合や、相手方との交渉を弁護士などへ依頼して費用を負担した場合に、「法律相談費用保険金」および「損害賠償請求費用保険金」をお支払いします。
- ②被保険者が国内外において個人情報または支払用カード(注1)の不正使用(注2)により金銭的損害を被った場合(注3)に、「支払用カード・個人情報不正使用保険金」をお支払いします。
- ③被保険者が国内外において金融機関窓口やATMなどを通じ、現金を引き出してから1時間以内に発生した引き出した現金(注4)の盗難事故(注5)により、損害を被った場合または死傷した場合に、「途中ねらい盗難保険金」および「途中ねらい傷害保険金」をお支払いします。(注6)

(注1) 物品の購入ができるクレジットカード、預貯金口座から現金を引き出せるキャッシュカードおよび預貯金証書などをいい、電子マネー、プリペイドカードなどの前払式証票は除きます。

(注2) 第三者が被保険者の財産権を侵害する目的で不正な手段により、個人情報や支払用カードを使用することをいいます。

(注3) 支払用カード(注1)の会員規約などにより、被保険者に金銭的負担が発生しない場合を除きます。

(注4) 業務用の現金を除きます。

(注5) 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、置き忘れ・紛失を除きます。

(注6) 通常要すると認められる時間内に警察へ通報または届出された場合に限りします。

■誰が補償の対象なの？＜被保険者の範囲＞

被保険者は、次の方とします。



記名被保険者



記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

■どんな保険金が支払われるの？＜お支払いする保険金＞

次の①から⑤の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中合計500万円を限度とします(注1)。

1 法律相談費用保険金

実際に負担した法律相談費用を1回の法律相談につき1万円を限度にお支払いします(1回の事故につき合計5万円を限度とします。)

2 損害賠償請求費用保険金

弁護士などへの着手金、報酬金または裁判所などに支払うその他の実費などの損害賠償請求費用から自己負担額(3万円)を差し引いた額を1回の事故につき300万円を限度にお支払いします。

3 支払用カード・個人情報不正使用保険金

被保険者が被った金銭的損害(注2)から自己負担額(3万円)を差し引いた額を、1回の事故につき100万円を限度にお支払いします。

4 途中ねらい盗難保険金

被保険者が被った損害(注3)から自己負担額(3万円)を差し引いた額を、1回の事故につき200万円を限度にお支払いします。

5 途中ねらい傷害保険金

- ①被保険者が事故により事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、1回の事故・死亡した被保険者1名につき100万円をお支払いします。
- ②被保険者が事故により事故日からその日を含めて180日以内に入院した場合、1回の事故・傷害を被った被保険者1名につき、入院日数に応じて2万円～10万円をお支払いします。
- ③被保険者が事故により事故日からその日を含めて180日以内に通院した場合、1回の事故・傷害を被った被保険者1名につき、通院日数(②の入院日数を除きます。)に応じて1万円～5万円をお支払いします。

(注1) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度ごとに500万円、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

(注2) 支払用カードの発行者などが提供する補償制度または他の保険契約などにより損害の補償を受けることができる場合には、その額を控除した額とします。

(注3) 身の回り品補償特約(P.33)により損害の補償を受けることができる場合には、その額を控除した額とします。

■えっ!?こんな場合は保険金が支払われないの？＜保険金をお支払いできない主な場合＞

(1) 次の事由によって生じた損害

- ご契約者や被保険者などの故意、重過失または犯罪行為など
- 被保険者の同居人、家事使用人などが行った犯罪行為または不誠実行為
- 被保険者が違法薬物などの影響を受けているおそれがある状態で生じた事故
- 地震・噴火やこれらによる津波
- 被保険者の職務遂行のために現金を引き出したことに起因する事故
- 戦争・革命・内乱などの事変や暴動
- 被保険者相互間または被保険者とその父母、配偶者もしくは子との間で発生した事故

(2) ご契約者や被保険者などが、支払用カードや個人情報の不正使用または盗難の発生を知った時から48時間以内に、その事実を支払用カードの発行者および金融取引の相手方に通知しなかった場合は、それによって弊社が被った損害額についてはお支払いできません。

3 保険料ってどのように決まるの？

保険料決定の仕組み

お客さまの自動車保険の保険料は、次の要素から構成されています。

お客さまにお支払いいただく保険料

ご契約条件による要素

1 運転者の年令条件別料率

2 ノンフリート等級別料率

3 型式別料率

4 各種割引

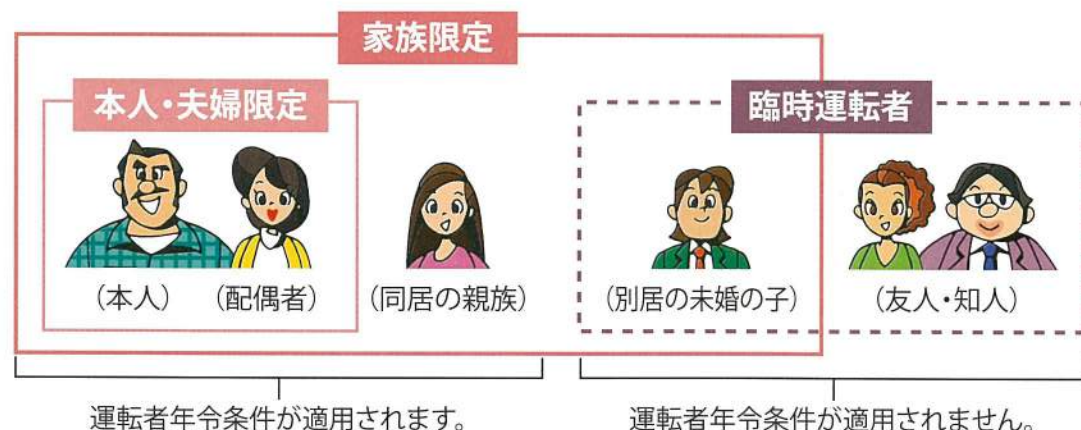
1 運転者の年令条件別料率（運転者の年齢条件に関する特約）

ご契約のお車の用途車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合、運転者の年令条件によりリスクが異なることから、保険料に較差を設けています。運転者の年令条件には、「年令を問わず補償」、「21才以上補償」および「26才以上補償」（注1）の3つの区分があり、「26才以上補償」の区分には、さらに保険期間の初日時点における記名被保険者の年令により10才刻みの区分に細分化されています（注2）。

（注1）ご契約のお車の用途車種が原動機付自転車の場合、運転者の年令条件の「26才以上補償」はご選択いただけません。

（注2）保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度毎の保険期間の初日の応当日時点における記名被保険者の年令により区分されます。

「臨時運転者」の補償（注）



次に該当しない方を「臨時運転者」といい、「運転者の年齢条件に関する特約」をセットした場合であっても、臨時運転者がご契約のお車を運転している間に生じた事故に対しては、年令にかかわらず補償の対象とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までに該当する方の業務に従事中的使用人

（注）運転者の限定に関する特約「本人・夫婦限定」をセットした場合は、臨時運転者の補償はありません。ただし、運転者の限定に関する特約「家族限定」をセットした場合は、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子は運転者の年令条件にかかわらず臨時運転者として補償の対象となります。



2 ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約では、事故の有無によりリスクが異なることから、保険料に較差を設けているノンフリート等級別料率制度（1等級から20等級までの等級区分）を採用しています。

①前契約ありの場合（継続契約）

前契約1年間事故なしの場合 ⇒ 前契約の等級から1等級上がります（20等級上限）。

前契約1年間事故ありの場合 ⇒ 事故1件につき、前契約の等級から3等級下がり（1等級下限）、3年間は事故有契約者の割増率の適用となります。同じ等級を適用している場合でも、無事故契約者と比較して低い割引率を適用することとなりますのでご注意ください。事故有契約者の割増率の適用期間については直近の事故から6年間を上限とします。ただし、事故の内容によっては等級が下がる数が1となる「1等級ダウン事故」や事故件数に数えない「ノーカウント事故」もあります。「1等級ダウン事故」の場合、1年間は事故有契約者の割増率の適用となります。

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故契約者の割増率（%）	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63（注）
事故有契約者の割増率（%）							-20	-21	-22	-23	-25	-27	-29	-31	-33	-36	-38	-40	-42	-44

（注）長期優良契約割引（P.37）を適用している場合の割引率で、小数点以下を切り捨てて表示しています。長期優良契約割引を適用していない20等級は59%割引となります。

②前契約なしの場合（新規契約）

初めてのご契約の場合は6A～6D等級になり、運転者の年令条件区分に応じた割増率を適用します。また、2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合で、他の自動車の自動車保険契約の等級が11等級以上であるなど所定の条件を満たすときは、複数所有新規契約として7A～7D等級になり、運転者の年令条件区分に応じた割増率を適用します。

■初めてご契約いただく場合

割増（%）	28%	3%	4%	
運転者の年令条件	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	対象外
等級	6A	6B	6C	6D
割引（%）			9%	

■2台目以降の自動車を初めてご契約いただく場合

割増（%）	11%			
運転者の年令条件	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	対象外
等級	7A	7B	7C	7D
割引（%）		11%	40%	39%

（A～I）ならびに「J」は「1」

どんな補償があるの？

保険料ってどのように決まるの？

契約手続きはどのように行うの？

事故が起きてしまったら？

契約後の注意：しなげなければならないことは？

主な保険用語の説明

3| 型式別料率

ご契約のお車の用途車種が「自家用普通乗用車」および「自家用小型乗用車」の場合は、自動車の型式ごとの保険成績に基づいた評価を保険料に反映させる型式別料率クラス制度を採用しています。

①料率クラスは、車両料率・対人料率・対物料率・搭傷料率ごとに1～9クラスの9段階で決定します。

②料率クラスは、数字が大きいほど保険料も高くなります。

③料率クラスは、損害保険料率算出機構(注)にて毎年1回(1月1日)、直近の保険成績に基づき見直しが行われます。

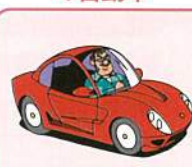
(注)ご契約者の利益を守り、損害保険業の健全な発達に寄与することを目的として、損害保険料率算出団体に関する法律(料団法)に基づき設立された非営利の民間法人です。

保険成績が良い型式
の自動車

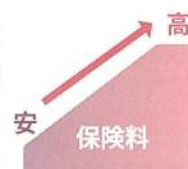


車両クラス→1
対人クラス→1
対物クラス→1
搭傷クラス→1

保険成績が悪い型式
の自動車



車両クラス→9
対人クラス→9
対物クラス→9
搭傷クラス→9



4| 各種割引

下記に該当する場合、割引を適用します(注1)。なお、その他の割引については、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

新車割引

ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型)乗用車であり、初度登録月の翌月から25か月以内を保険期間の初日が属する月としてご契約いただいた場合。ただし、保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度毎における保険期間の初日の属する月により、各保険年度毎の割引適用可否を判断します。

賠償・傷害保険料9% Off
車両保険料5% Off

新規年払割引

前契約がない新規契約、弊社以外の他社に前契約がある継続契約および中断制度利用後の再開契約の場合で、保険料の払込方法を一時払としたノンフリート契約のとき。

6% Off

運転者家族限定割引 運転者の限定に関する特約「家族限定」

1% Off

ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車となるノンフリート契約の場合で、ご契約のお車を運転される方を記名被保険者およびそのご家族(注2)に限定されたとき(これらの方以外が運転中の事故は補償の対象外となります)。

運転者本人・夫婦限定割引 運転者の限定に関する特約「本人・夫婦限定」

7% Off

ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車となるノンフリート契約の場合で、ご契約のお車を運転される方を記名被保険者およびその配偶者に限定されたとき(これらの方以外が運転中の事故は補償の対象外となります)。

長期優良契約割引

10% Off

20等級を適用するノンフリート契約の場合で、ご契約のお車の用途車種が原動機付自転車以外のとき(注3)、かつ、このご契約の前契約で1年以上(短期契約の場合は通算で1年以上)20等級が適用され、その前契約の保険期間の終了日以前1年間無事故(注4)であるとき。

ノンフリート多数契約割引

ノンフリート契約で、1保険証券(注5)で3台以上ご契約いただく場合

3～5台5% Off
6台以上7% Off

障害者割引

10% Off

ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または自家用バスとなるノンフリート契約の場合で、記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族に「身体障害者手帳」、「療育手帳」などをお持ちの方がいらっしゃる時。

(注1)各割引は一部の補償には適用されません。

(注2)記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

(注3)運転者の年齢条件別料率(運転者の年齢条件に関する特約)の対象となる用途車種の場合は、運転者の年齢条件が「26才以上補償」をお選びいただいたときに限ります。

(注4)ノーカウント事故および等級すえおき事故を含みます。

(注5)総合自動車保険契約1保険証券と、保険期間の開始日と終了日を同一とする家族総合自動車保険契約1保険証券がある場合で、合計2保険証券でご契約される場合は、1保険証券とみなします。

4| 契約手続きはどのように行えば良いの?

ご契約手続きの流れ

お客さまのご希望にあわせたプランをお選びいただいた後は、ご契約の手続きへとお進みください。

1



「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

- ご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために重要な事項や、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。
- お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。
- ご契約後も大切に保管ください。

2



申込書の記載内容について『ご契約内容チェックシート』または『ご契約内容確認補助シート』に基づきご確認ください。

ポイント

※詳しくは『ご契約内容チェックシート』または『ご契約内容確認補助シート』をご覧ください。



☑ ご契約のお車の用途車種は正しいですか?

自家用? 営業用?...など
普通乗用車? 小型乗用車?...など



☑ ご契約のお車を主に使用する方が記名被保険者となっていますか?

被保険者の範囲を決定する大切な事項です!



☑ 運転者の年齢条件は正しく設定されましたか?

運転する方のうち、最若年者は?
記名被保険者の生年月日は正しく記載されていますか?



☑ 運転者の範囲は正しく設定されましたか?

「家族限定」? 「本人・夫婦限定」?



☑ 車両保険の有無、「有」の場合に車両保険の種類はご希望にあっていますか?

「一般」? 「車対車+限定A」? 「車対車」? 「限定A」?

車両保険
有り? 無し?



☑ すべてをご確認いただき、

『ご契約内容チェックシート』にご署名、または
『ご契約内容確認補助シート』の場合は申込書への押印をお願いします!



3



申込書の記載内容に誤りがないかももう一度ご確認ください。

告知義務!

申込書の★のある欄は告知事項です。

ご契約者または記名被保険者(注1)が故意または重過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできませんのでご注意ください(注2)。

(注1) 車両保険においては、被保険者となります。

(注2) ご契約の解除前に発生した事故で、解除することになった事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いします。

4



すべての書類をあわせて取扱代理店へご提出ください!

■口座振替で保険料を払い込まれる場合は、『口座振替届出書』のご記入および金融機関届出印の押印もお忘れなくお願いします。

■車検証などの確認書類の写しをご提出いただくことがありますので、ご協力ください。

5

保険料の払込みをお願いします!

■口座振替により一時払保険料または分割払保険料の初回分を払込みいただく場合は、『口座振替届出書』のご提出のみとなります。

ご契約の保険料は口座振替をおすすめします。

払込手段	口座振替	ご指定の口座より振り替える方式(初回保険料の口座振替に関する特約)
	コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアにて払込みいただく方式
	その他	Pay-easy(注1)、クレジットカードなどによる払込みもできます。
払込方法	一時払	ご契約と同時にまたはキャッシュレスにて保険料の全額を払い込む方式
	分割払	保険料を12回に分けて払い込む方式(注2)
	団体扱・集団扱	ご契約者の勤務または所属される団体・集団などを通じて集金する方式(この方式で払込みいただくには団体などに集金委託契約を締結いただくなど一定の適用条件があります。)

(注1) ペイジー: 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する電子的に支払を行う仕組みをいいます。

(注2) 1 保険証券の保険料総額が30万円以上となるご契約の場合などの所定の条件を満たす場合を除き、分割払の場合、一時払に比べ保険料が増加します。

e証券の方

6



お客さまの初期ID、初期パスワードを記載した『ご契約手続き完了のご案内』をお届けします。

記載の手順に従い、インターネットでお客さまのページへログインしてください。お客さまページで、e証券・e約款をご確認いただき、記載の内容に誤りがないかご確認ください!



7



ご契約の内容は、インターネット環境があればいつでもどこでも確認いただけます。

ロードサービスのご利用についてもお客さまページでご確認いただけますが、ロードサービス・事故報告共通ダイヤルは、予め携帯電話の電話帳にご登録いただくと、万一の場合に便利です。

8



ご契約の手続き完了!

ご契約ありがとうございます!

AIUの自動車保険では e証券・e約款を 推奨して行きます!

「e証券」「e約款」とは、従来の紙とインクを利用して作成した印刷物としての「紙証券」「紙約款」を、パソコンなどの電子機器のディスプレイ(画面)で読むことができるようにした「電子証券」「電子約款」をいい、AIUの自動車保険では「e証券」「e約款」というネーミングを使用しています。

ペーパーレス化の一環として、従来の「紙証券」「紙約款」に代えて「e証券」「e約款」をお客さまに提供します。

インターネット環境(注)のあるお客さまを中心に、利便性向上と地球環境保護を図るために「e証券」「e約款」のご利用を推進して行きます。

(注) e約款を閲覧いただくには次の動作環境が必要です。

■Microsoft Windows: Windows8, Windows 7

MAC OS: iOS5以上

■ブラウザ: Microsoft Internet Explorer 7.0以上

※注意事項: Windowsタブレットの場合、タッチパネルの仕様で正常動作しない場合があります。



紙証券の方

6



『保険証券』や『ロードサービスご利用ガイド』などをお届けします!

『保険証券』の記載内容に誤りがないかご確認ください!



7



『保険証券』などは大切に保管ください!

『ロードサービスご利用ガイド』は、ご契約のお車の車室内で保管いただくと、万一の場合に便利です!

ロードサービス・事故報告共通ダイヤルは、予め携帯電話の電話帳にご登録いただくと、万一の場合に便利です!

8



『保険の約款』のご確認!

AIUの自動車保険の「e約款」はインターネットにてご覧いただけます!

<http://www.aiu.co.jp>

■『紙約款』をご希望いただいたお客さまには、『保険証券』とは別に『紙約款』をお送りします。

9



ご契約の手続き完了!

ご契約ありがとうございます!

5| 事故が起きてしまったら?

事故が起きた場合の 対応方法および留意点

事故発生



ケガ人を救護!



■救急車の手配 119番

- いつ・どこで? ⇒ 事故発生日時・事故現場の住所など
どんな事故? ⇒ 自動車との事故、人との事故、単独事故など
ケガ人の状況は? ⇒ ケガ人の意識の有無、出血など

- 救急車が到着するまで、救急隊の指示にしたがって、止血をするなど可能な応急救護処置を行ってください。
■軽いケガや外傷がなくても頭部などに強い衝撃を受けた恐れのある時は、早めに医師の診察を受けることをおすすめします。

事故車を安全な場所へ!



- 事故車をそのままにしておくと、交通渋滞や二次災害の原因になります。
すみやかに安全な場所に移動させ、エンジンを切ります。
■自力で走行できない場合は、ハザードランプ、発煙筒や停車表示板などで後続車に注意喚起を!

警察へ連絡!



■警察へ 110番

- いつ・どこで? ⇒ 事故発生日時・事故現場の住所など
どんな事故? ⇒ 自動車との事故、人との事故、単独事故など
ケガ人の状況は? ⇒ ケガ人の有無、意識の有無、出血など

■警察署への届出を忘れずに!

自動車事故の保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(注)を提出していただく必要があります(弊社にてお客さまに代わって交通事故証明書の取り付けを行うことができます。)。なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起きた場合には軽微な事故でも必ず警察に届け出てください。

(注)人身事故(ケガ人がいる事故)の場合は、必ず人身事故扱いの交通事故証明書が必要になります。

事故状況や 相手の方を確認!



■事故状況や相手の方を確認!

- 事故状況は? ⇒ お互いのスピード、停車位置、信号の色など
どんな人? ⇒ 相手の方の氏名・住所・連絡先、自動車のナンバー、車検証記載の所有者の氏名・住所、相手の方の保険会社(名称・連絡先)、自動車の修理先(名称・連絡先)など

■忘れないうちにメモを!

目撃者を確認!



■目撃者がいたら!

- 事故状況は? ⇒ 目撃していた場所、お互いのスピード(○×は相当スピードが出ていた・)、停車位置、信号の色など
どんな人? ⇒ 目撃者の氏名・住所・連絡先など

その場での示談は厳禁!



■事故現場での口約束や示談はトラブルのもと!

事故現場で相手の方から損害賠償請求や、過失割合(責任割合)などの話が合った場合で、その全部または一部を承認するときは、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに当事者同士でお約束または示談された場合、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

AIUへ事故報告!



■取扱代理店または弊社に直ちに事故報告!

- いつ・どこで? ⇒ 事故発生日時・事故現場の住所など
誰が? ⇒ お客さまの氏名、保険証券番号、ご契約のお車の車名・ナンバーなど
誰と? ⇒ 相手の方の氏名・住所・連絡先、自動車のナンバー、車検証記載の所有者の氏名・住所、相手の方の保険会社(名称・連絡先)、自動車の修理先(名称・連絡先)など
どんな事故? ⇒ 自動車との事故、人との事故、単独事故、お互いのスピード、停車位置、信号の色、損害の箇所・状況など
ケガ人の状況は? ⇒ ケガ人の有無、意識の有無、出血、搬送先・入通院先の病院(名称・連絡先)など
警察署への届出は? ⇒ 届出警察署・連絡先・担当官の氏名など
その他の情報は? ⇒ 第三者(被害者)・目撃者の有無、相手の方からの損害賠償請求の有無、優先すべき対応など

★携帯電話からもかけられます
★24時間365日受付・対応

事故報告・ロードサービス
共通ダイヤル

0120-30-9016 (通話料無料)

接続後、音声ガイダンスに従ってお問合せサービスの番号をご入力ください。
・レッカーサービスのご依頼、故障によるトラブルサービスのご依頼は「1」
・事故のご報告は「2」

事故車を 修理工場などへ!



■事故車を修理工場などへ!

事故車をもよりの修理工場などへ!

■自力で走行できない場合は、レッカー車を手配!

レッカーサービスなどを24時間365日体制できめ細かくサポートする「AIUロードサービス」(P.5)をご用意しています。

■高度な技術と充実した設備を有する弊社の提携修理工場で提供する「AIUドライブインサービス」(注) (P.4) もご利用!

代車無料(代車で利用中のガソリン代などは、お客さまのご負担となります。)、ご契約のお車の引取り・納車無料、割安な修理費用の提示、修理内容に永久保証書の発行などのサービスを提供しています。

(注)車種・修理の内容によっては、一部対応・サービスの提供ができない場合があります。

示談交渉サービス!



■示談交渉は、AIUの品質の高い損害サービスにお任せください!

被保険者が損害賠償責任を負う事故の場合、事故の相手の方の同意が得られれば、原則として相手の方への示談交渉は弊社がお引き受けします(注)。

(注)被保険者に法律上の損害賠償責任のない事故(一方的な被害事故など)の場合や被保険者がご負担される法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合などは示談交渉のお引受けはできません。被害事故の場合に備え、弁護士費用等補償特約(P.21)のセットをおすすめします。

■事故発生からの流れ

事故受付 ⇒ 初期対応 ⇒ 損害確認・原因確認 ⇒ 経過報告・保険金の算出・示談交渉

保険金の請求!



■保険金の請求に必要な書類

保険金のご請求については、保険金請求書、本人確認書類をはじめ、事故を起こされた・事故に遭われたご契約のお車などを確認する書類、事故や盗難の事実を確認する書類などをご提出いただく必要があります。詳しくは、保険の約款、ご契約のしおりに記載していますので別途必ずご確認ください。

保険金のお支払い!



■保険金のお支払い!

上記「保険金の請求に必要な書類」に記載する必要書類が揃った日(請求完了日)から、その日を含めて30日以内に、損害または傷害の程度、保険金支払対象事故が否かなどの必要な確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、公の機関に照会や調査が必要な場合などは、30日を超えるときもあります。詳しくは、保険の約款、ご契約のしおりに記載していますので別途必ずご確認ください。

6| 主な保険用語のご説明 (常に関いてこのパンフレットをご覧ください。)

か	解除	弊社によって、ご契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約	ご契約者によって、ご契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	危険物	「道路運送車両の保安基準」に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、「道路運送車両の保安基準」の細目を定める告示」に定める可燃物、または「毒物及び劇物取締法」に定める毒物・劇物をいいます。
	記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
こ	競技使用などや競技場などの場所における使用	競技、曲技(それらのための練習を含みます。)もしくは試験(自動車の性能テストなど)のために使用すること、またはそれらを目的とする場所(サーキット、テストコースなど)において使用(注)することをいいます。 (注)救急・消防・事故処理・補修・清掃などのための使用を除きます。
	ご契約のお車	保険証券に記載された補償の対象となる自動車をいいます。保険の約款などでは被保険自動車と表記されています。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額(新価)をいいます。
し	時価額	自動車の場合は、損害が生じた地および時における価額(同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月など(初度検査年月を含みます。))で同じ損耗度の自動車の国内市場販売価格相当額)をいいます。 自動車以外の物の場合は、損害が生じた地および時における、その物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在価値として算出した金額をいいます。
	自家用 5 車種	次の用途車種の自動車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車
	自家用 8 車種	自家用 5 車種および次の用途車種の自動車をいいます。 ①自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ②自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ③特種用途自動車(キャンピング車)
	自己負担額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険契約者または被保険者の自己負担額として損害の額から差し引かれる金額をいいます。保険の約款などでは免責金額と表記されています。
	自動車	道路運送車両法第 2 条(定義)第 2 項に定める自動車および同条第 3 項に定める原動機付自転車をいいます。
	借用原動機付自転車	被保険者が所有(注)または常時使用する原動機付自転車以外の原動機付自転車をいいます。 (注)所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
せ	施術	次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、被保険者による施術を除きます。 ①柔道整復師法の規定に基づいて被保険者の骨折、脱臼などに対して柔道整復師が行う施術 ②あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定に基づいてあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術。ただし、治療を受けている被保険者が、医師の指示または監督・管理の下に受ける施術であって、かつ、治療が必要であるにもかかわらず、病院または診療所に治療のための施設がない等の事情により治療を受けることができない場合において、その事情がなければ被保険者が引き続き受けたであろう治療行為に相当するものに限りま。
	全損	損傷を物理的に修理することができず無価値となる場合や、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合など、損害額が保険価額以上となる場合、または、修理可能であっても修理費が保険価額以上となる場合をいいます。(注) (注)特約によって、定義が異なるものがあります。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の者による治療をいいます。
つ	通院	次のいずれかに該当することをいいます。ただし、治療または施術を伴わない薬剤・治療材料の購入・受領、検査または診断書もしくは施術師の作成する診断書に準じる書類の取得のためのものは除きます。 ①治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けること。 ②施術が必要な場合において、施術師の施術所にて、または往療により、施術を受けること。
と	同居の親族	同一の家屋に居住する 6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。なお、ここにいう同居とは、同一の家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係は問いません。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、治療を伴わない検査のためのものは除きます。
は	配偶者	法律上の配偶者のほか、内縁関係も含みます。
ひ	被保険者	保険の補償の対象となる方をいいます。補償の項目や特約ごとに定められています。
ふ	付属品	自動車に定着または装備されている物、車室内でのみ使用することを目的としてその自動車に固定されているカーナビゲーションシステム・E T C 車載器などをいい、次の物を含みません。 ①燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ②法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③通常装飾品とみなされる物 ④保険証券に明記されていない付属機械装置
ほ	保険価額	ご契約のお車(または保険の対象)の損害が発生した場所・時における時価額をいいます。
	保険期間	保険証券に記載された期間をいい、この期間内に発生した事故が補償の対象になります。
	保険金額	ご契約で定められた弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
	保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、最終年度については、その期間が1年未満であっても、1保険年度とします。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
む	無効	ご契約の全部の効力を保険期間の初日にさかのぼって失うことをいいます。
	無保険自動車	対人賠償保険が契約されていない場合や、契約されていても保険金が支払われない場合などの相手の自動車をいいます。なお、あて逃げなどで相手の自動車を確認できない場合は、その自動車を含みます。
	無免許運転	法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転することをいいます。
も	モータービジネス業の方	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業など、自動車を取り扱うことを業としている方をいいます。従業員、役員などを含みます。
よ	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色などにに基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車などの区分をいいます。

(A)ーUからZのサイン

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

7| 契約後に注意しなければならないことは?

ご契約後のご注意

1| ご契約後のご注意

ご契約の内容に変更が生じた場合は遅滞なくお知らせください。また、通知義務については特にご注意ください。

(1) 通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後に保険証券記載の通知事項に変更が生じた場合に、保険会社にご通知していただく義務があります(通知義務)。そのような場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

ご契約者や被保険者が故意または重過失によって、通知を遅滞なくされなかった場合、「通知義務違反」としてご契約を解除することがあります(注 1)。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできません(注 2)のご注意ください。

(注 1) 通知事項の変更により、ご契約内容の危険が増加した場合に限りま。

(注 2) 既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります。ただし、危険が増加した事項に基づかず発生した事故による損害または傷害に対して保険金を支払っていたときを除きます。

主な通知事項は次のとおりですが、詳細は保険証券または e 証券でご確認ください。

主な通知事項	
◆記名被保険者の変更	
◆ご契約のお車の用途車種、登録番号の変更	…など

ご通知いただいた内容によって、追加保険料が必要となる場合または保険料を返還する場合があります。追加保険料が必要となった場合は、保険料の払込猶予がある場合を除き、ご契約内容の変更と同時に払い込みください。弊社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその追加保険料の払込みが無い場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合、危険の増加が生じた時以降に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約内容の危険の減少などがあった場合は、保険料は返還となりますので、お申し出ください。

(2) その他の契約内容の変更

ご契約住所の変更、ご契約のお車の買替えまたは廃車・譲渡、保険金額の変更、補償項目の追加・削除、運転者の年令条件の変更(注)、運転者の範囲の変更(注)など、通知事項以外であってもご契約の内容を変更される場合は、遅滞なくお知らせください。

運転者の年令条件の変更(注)について

運転者の年令条件が適用される方で、ご契約時に設定された運転者の年令条件を満たさない方が運転されることになった場合は、新たに運転されることになった運転者の年令を満たす運転者の年令条件へご変更ください。次の場合を除き、運転者の年令条件を満たさない方が運転されたときの事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注) ノンフリート契約の場合に限りま。

エイジガード (運転者の年齢条件に関する特約)	運転者の年令条件の変更手続漏れにより補償の対象とならない方が運転中の事故(対人・対物賠償事故)については、保険期間中 1 回に限り、ご契約の運転者の年令条件、事故に遭った運転者の年令およびご契約のお車の用途車種に応じ、対人賠償保険金・対物賠償保険金の36%~66%の範囲内で保険金をお支払いします。(注) この場合、弊社による示談交渉サービスは行いません。また、示談・訴訟に要する費用などは保険金支払いの対象外となります。 (注) 記名被保険者の満年令が、事故日において運転者の年令条件を満たさない場合は保険金をお支払いできません。
----------------------------	--

(3) 上記(1)、(2)とも、ご契約内容を変更される場合は追加保険料が必要となる場合や、保険料を返還する場合があります。追加保険料の払込みが無い場合は、保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

2| ご契約の中断制度

ノンフリート契約において、ご契約のお車の廃車、譲渡、返還もしくは車検切れなどの場合、または記名被保険者の海外渡航の場合などで、ご契約を解約される、またはご契約の継続をされないときは、ご契約の中断制度をご利用いただける場合があります。この制度は、中断した後、再び自動車保険をご契約される際に、所定の条件に合致すれば中断前のご契約に適用されていたノンフリート等級と同等または 1 等級上がった等級の適用を可能とするものです(中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級となります。)。なお、中断期間は、ご契約の中断日(解約日または満期日)から10年以内となります。ご契約の中断制度をご利用の際は、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

(A)ーUからZのサイン

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

どんな補償があるの?

人身傷害の補償は 1億円以上をおすすめします!



! その理由は、『命の値段』から考えています。

●参考「各年令別の簡易算定による損害額(目安)」

下表は有職者の損害額の目安です。損害額は、おケガの内容、収入やご家族構成などにより異なります。

年令／性別	扶養者の有無	死亡された場合	重い後遺障害を負われた場合
30才／男性	あり(配偶者・子)	約7,500万円	約1億4,700万円
	なし	約5,900万円	約1億4,300万円
40才／男性	あり(配偶者・子)	約7,400万円	約1億4,200万円
	なし	約5,800万円	約1億3,800万円
50才／男性	あり(配偶者・子)	約6,500万円	約1億2,500万円
	なし	約5,100万円	約1億2,100万円

※後遺障害(第1級:介護要)および死亡事案における逸失利益、精神的損害(死亡・後遺障害)、将来の介護料(後遺障害時のみ)および葬儀費(死亡時のみ)を弊社の所定の計算方法により簡易算定したものです。

AIUの自動車保険では
e証券・e約款を
推奨して行きます!
～地球を守るう!～



「e証券」「e約款」とは、従来の紙とインクを利用して作成した印刷物としての「紙証券」「冊子約款」を、パソコンなどの電子機器のディスプレイ(画面)で読むことができるようにした「電子証券」「電子約款」をいい、AIUの自動車保険では「e証券」「e約款」というネーミングを使用しています。

※「紙証券」「冊子約款」をご希望のお客さまは、ご契約の際、必ず取扱代理店に「紙証券」「冊子約款」のご希望をお申し出ください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

お問合せ・お申込みは

株式会社 エスアイエス北海道

〒041-0843 北海道函館市花園町3番27号

TEL 0138-51-8677

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)